

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 ボランティア活動保険加入助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地域のボランティア個人又はボランティアグループ等に対し、社会福祉法人全国社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険の掛金の一部を助成することにより、地域のボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）に登録された昭和村に住所を有するボランティア個人、昭和村に活動拠点を置くボランティアグループ及び特定非営利法人（以下「ボランティアグループ等」という。）とする。

(助成申請)

第3条 助成を受けようとするボランティアグループ等は、本会にボランティア活動保険加入報告票及びボランティア活動保険加入申込書を提出し、受付を受けなければならない。

(助成内容)

第4条 本会は、前条の助成申請を受け付けたボランティアグループ等に対し予算の範囲内で助成をする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。